

松戸市教育委員会会議録

平成27年11月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 27 年 11 月定例

開 会	平成27年11月12日(木) 16時00分	閉 会	平成27年11月12日(木) 17時58分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山田 達郎	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 松田 素行	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 11 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21	学務課 課長補佐	近松 真哉
2	学校教育部 参事監	門 良英	22	〃 課長補佐	西郡 泰樹
3	教育企画課 課長	宮間 秀二	23	保健体育課 課長	浅井 康正
4	〃 専門監	渡邊 和宣	24	〃 学校給食担当室長	鈴木 章雄
5	〃 課長補佐	加藤 将秀	25	〃 主事	高橋 俊介
6	〃 主幹	大西 真	26		
7	〃 主査	藤中 孝一	27		
8	〃 主査	橋本 欣之	28		
9	〃 主事	伊藤 翔	29		
10	社会教育課 課長	嶋野 嘉之	30		
11	〃 美術館準備室長	田中 典子	31		
12	〃 課長補佐	藤田 和子	32		
13	生涯学習推進課 課長	鈴木 正則	33		
14	〃 青少年会館長	杉浦 正和	34		
15	〃 課長補佐	小野寺 くみ子	35		
16	〃 主幹	東海 和代	36		
17	〃 主査	松本 優子	37		
18	学務課 課長	久保木 晃一	38		
19	〃 専門監	渡部 光洋	39		
20	〃 課長補佐	池田 浩二	40		

平成27年11月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成27年11月12日（木） 総合教育会議終了後

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報告等

4 その他

平成 27 年 1 1 月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議 案

① 議案第 3 1 号

松戸市公民館管理規則の一部を改正する規則の
制定について

(生涯学習推進課) … p 1

② 議案第 3 2 号

松戸青少年会館管理規則の一部を改正する規則
の制定について

(生涯学習推進課) … p 9

③ 議案第 3 3 号

平成 27 年度末及び平成 28 年度松戸市立小・
中学校職員人事異動方針並びに平成 27 年度末
及び平成 28 年度松戸市立小・中学校職員人事
異動実施方策の制定について

(学務課) … p 21

④ 議案第 3 4 号

平成 27 年度 1 2 月教育費補正予算について

(教育企画課) … p 27

(2) 報告等

① シンポジウム

「松戸の美術振興を考える」について

(社会教育課) … p 30

教育長 それでは、予定時刻より若干早いですけれども、始めたいと思います。

傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、5名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降、傍聴の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成27年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案4件、報告等1件となっております。このうち議案第34号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る重要な事項に属するものです。

したがいまして、議案第34号の審議を秘密会としてはいかががお諮りいたします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第34号の審議は秘密会といたします。

なお、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第34号につきましては記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。よろしくをお願いします。

◎議案第31号及び議案第32号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

議案第31号「松戸市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」、それと、議案第32号「松戸青少年会館管理規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がありますので、一括して議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。どうぞお願いいたします。

生涯学習推進課長 よろしくをお願いいたします。

まずその前に、この場をかりまして、先日の文化祭におきましては、委員さん方におかれましては視察のほうにご参加いただきまして、まことにありがとうございます。好天のもと、無事に3日の日程は終了いたしました。まだ文化祭の日程は続いてございますので、また機会がございましたら、ご覧になっていただければと思います。

それでは、説明させていただきます。

議案第31号「松戸市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由といたしましては、公民館の利用申請に係る手続等の規定を改正し、市民サービスの向上に資するためでございます。

2ページに、松戸市公民館管理規則の一部を改正する規則がございますが、わかりやすいご説明のために8ページをご覧いただければと思います。

8ページのほうに、新旧条文の対照表がございます。これをもってご説明させていただきたいと思います。

現行の公民館管理規則第6条第3項でございますが、これにつきましては、「利用期日の

3か月前から受理する。ただし、社会教育関係団体以外の者の申請については、1か月前からとする。」という、この部分につきまして、右側、改正案でございます。「第1項の申請は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める日から受理する。」と。「社会教育関係団体が申請する場合 利用期日の属する月の3月前の月の1日」「前号に掲げる場合以外の場合 利用期日の属する月の1月前の月の1日」という表現になってございます。

これをご説明申し上げますと、今までは、例えば本日11月12日でありますと、社会教育関係団体ですと3カ月先の期日になりますので、12月、1月、2月、2月12日分を本日の朝9時から受け付けを開始する。13日分につきましては、明日の朝9時から受け付けを開始する。つまり毎日、3カ月先の分につきまして受け付けをしてきた、この毎日受け付けをしてきたものにつきまして、利用者の方たちは、例えば毎週お使いになる方は、月に4回ないし5回、毎週朝9時に並んで受け付けをしなければならない。これにつきましては、利用者の方々から、なるたけまとめて1カ月分の受け付けをしていただきたいという要望を何度か頂戴してございました。ほかの施設でもそういったところが多うございますので、公民館、また、青少年会館についても同様でございますが、1カ月分をまとめて、その月初めに申請をお受けするという形の受理方法に変えさせていただきたいというのが、この改正の趣旨でございます。

公民館につきましては、社会教育関係団体は3カ月前の申請、それ以外の一般団体につきましては1カ月前の申請でございます。例えば、4月1日分につきまして申請したいというときには、今までは1月1日は休館日でしたので、1月の一番最初の開館日、5日に来て受け付けをするという形でしたけれども、今度は4月分、4月1日から30日分全てにつきまして、1月5日に一斉に受け付けることができます。これによりまして、毎週、例えば当番を決めて朝9時に並んで申請をしていた方たちが、月に一度お見えになれば一月分の利用申請ができるという形の利便性の向上になるというふうに考えてございます。

今申し上げましたとおり、例えば1月1日は休館日に当たりますので、改正案の第4項に当たりますけれども、「前項に規定する日が休館日に当たるときは、同日以降の直近の休館日でない日とする。」と。直近の開館日にするという形になります。

公民館の休館日は毎月第4月曜日としておりますので、1月1日以外は休館日に当たることはございません。1月1日のみ、1月5日に4月分を一月分受けると。それ以外は全て、土日に当たっても、3カ月先の分は1日にまとめてお受けするという内容でございます。

以下、第4項、第5項につきましては、順次繰り下げるという内容です。

また、申請書につきまして、申請書の様式につきまして変更させていただきとうございます。

議案の3ページ、4ページのほうをご覧くださいと思います。新しい公民館利用承認申請書がこちらの形でございます。また、4ページにつきましては、その承認書でございます。

旧の様式が6ページ、7ページでございます。今までの様式でございますと、1件分の申請しかお受けできない形式になってございますので、例えば1日に来て、月に4回分とりたいとなったときに、4件分申請書をお書きいただかなければならなかったのですけれども、新しい様式にいたしますと、こちらには5件分まで申請内容を書くことができますので、1枚の申請書で申請ができる形になります。これもやはり利用者の方の利便性の向上になるというふうに考えております。それに倣って、承認書のほうにつきましても、5件まで許可を与える形ができるというものでございます。

以上が議案第31号の変更内容でございます。

続きまして、9ページ、議案第32号でございますが、こちらは松戸青少年会館管理規則の一部を改正する規則の改定でございます。

こちらも今まで、我々は応答日方式と呼んでおりましたけれども、3カ月先の、例えば12日であれば3カ月前の12日、同じ日の朝9時に皆さん並んでいただいて、一斉にその日の受け付けをするという方式をとってございましたけれども、こちらにつきましても、利用日の3カ月前の属する月の1日に一斉に一月分を受け付けるという方法に変えさせていただきたいというのが変更内容でございます。

同じように新旧対照表で、20ページをご覧くださいと思います。

松戸青少年会館管理規則の改正でございます。左側が現行でございます。第5条、申請の手續等の中で、第3項、こちらも公民館と同様に、「利用期日の3か月前から受理する。ただし、青少年以外の者の申請については、1か月前」と規定してございましたけれども、同じように、改正案では第3項、「次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める日から受理する。」と。青少年が利用する場合につきましては、公民館の社会教育関係団体と同じように、利用期日の属する月の3カ月前の月の1日、前号以外の場合につきましては、利用期日の属する月の1カ月前の1日、その規定する日が休館日に当たるときには、同日以降の直近の開館日という形で、公民館の規則と同じように3カ月前、または、それ以外の方は1カ月前ですけれども、一月分をまとめて月初めに一斉にお受けするという内容に変えさ

せていただいて、利用者の方たちの負担を軽減したいというものでございます。

申請様式につきましては、11ページ、12ページ、また、13ページ、14ページに新しい利用承認申請書、承認書、また、青少年会館のほうにつきましては、利用変更（中止）承認申請書につきましても、若干、申請者の欄につきまして変更を加えさせていただいております。旧様式につきましては16ページ以降でございますので、あわせて変更部分につきましてご覧いただければというふうに思っております。

いずれの改正も、今まで毎日のように皆さん9時前にお並びになって、一斉に申請をお受けしていて、月に何回かお見えになっていたものが一度で済むという形になりますし、事務処理上も1日で完了いたしますので、省略化できるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、質問等ございますでしょうか。どうぞ、どんどんお願いします。

市場委員。

市場委員 市場です。

ちょっと基本的なことを教えてほしいんですけども、社会教育団体というものの定義とか、実際の松戸市内での数だとか、そういうことを教えていただきたいことと、あと、実際に公民館、青少年会館の利用率を教えてください。

教育長職務代理者 お願いいたします。

生涯学習推進課長 いわゆる、一般的に社会教育関係団体と申しますと、公の支配に属さない、社会教育を主な事業目的とする団体としておりますけれども、松戸市のほうでは、継続してその団体が良好な社会教育事業を行っているものにつきましては、認定制度を設けてございます。1年以上活動を続けていること、それから、経理的、役員等組織的にきちんと規程にのっとったものであるということでご申請いただきますと、認定という作業を行います。

認定されますと、いかなるメリットがあるかといいますと、一般的に公共施設の利用料金の割引ができます。利用料金が割引になります。また、今ご説明している公民館につきましては、社会教育関係団体として認定された団体につきましては、無料でご利用いただいております。

その数でございますけれども、今、600団体以上が認定されております。なるだけ幅広く、我々は社会教育事業を援助しようと考えてございますので、幅広く呼びかけて、基準に見合

ったものにつきましては、積極的に認定するという方法をとってございます。

利用状況でございますが、昨年度の社会教育関係団体のほうの利用ですけれども、平成26年度を見ますと、49団体が利用してございます。逆に、一般団体のほうは10団体ほどしか利用していないという形ですので、ほとんどが社会教育認定団体のご利用、いわゆる無料の利用という形になってございます。

統計上で申し上げますと、平成26年度の総申請件数でございますけれども、2,646件の申請がございました。2,646件の申請があったうち、社会教育関係団体の申請が2,024件でございます。そして、一般団体の受け付けが297件、また、公用に供したものが325件という内訳になってございますので、9割近くが、8割以上が社会教育関係団体の無料のご利用という形になってございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員、どうですか。

市場委員 うちの子どもが実は地域の合唱団をやっているんですけど、多分それがそうだと思うんですけど、その2,600、社会教育関係団体とかから、合計3,000とか、そういう申請の依頼があって、それが大体、申請されたものは利用ができてるとか、そういう状況なんですか。9時から並ぶ……

教育長職務代理者 先ほどの、そういう率とかというお話も、どれぐらい要は混み合っているのかとかというあたりを知りたいということだと思います。そういう統計があれば、なければ、現場の状況をご報告いただくとありがたいです。

お願いいたします。

生涯学習推進課長 まず、公民館の場合でございますけれども、先ほども49団体が26年度は利用したというふうに申しあげました。おおむね固定されているというのが現状でございます。つまり、うまくすみ分けているという状況でございますので、極端に競合してくじ引きになるというのは、今のところ見受けられていません。

例えば稼働率で見ますと、全体の稼働率になってしまいますけれども、平成26年度の各部屋全体の稼働率は63.9%になります。非常に低いところと高いところがありますので、公民館につきましては、3階に講座室が1、2、それから会議室、それから、4階にはホールがあります。ホールのほうは非常に利用が混み合っておりまして、稼働率が98%とほとんど埋まっている状態でございますが、逆に講座室のほうですと、50%前後という形になっています。

ですので、講座室については、ほとんど競合することはない状態。また、ホールにつきましても、今の団体さんの中では、うまくすみ分けてご利用になっているのかなど。特に新しい方が入ってきて抽せんになるということは少ないというふうに思っております。これが公民館の状況でございます。

市場委員 固定で、レギュラーで使っている団体が多いというと、新しいところは入りにくいという現実のかなという気もちょっと思ったんですけども、その辺の不満みたいなものは、余りないという認識でいいんでしょうか。

教育長職務代理人 お願いいたします。

生涯学習推進課長 公民館という場所の問題もあるかもしれません。矢切にございますので、市域の端にあるというところもあります。あと、長い歴史を持ったところですので、昭和51年の開館ですから、40年という経過をしてございますので、その間の歴史的な積み重ねで、今すみ分けているのかなど。

ただ、新しいご利用のお申し込みがないわけではございません。そのときには、例えば、今まで使っていたから優先権があると、そういうわけではないので。今の現状ですと、利用したいという方が利用申請の開始日の朝9時までに来れば、それは利用する権利はありますから、そうしたときには競合します。競合したときには、くじ引きなりお話し合いなりで決めることとなりますので、新しいところを排除しているわけでは決してございません。ただ、積極的にたくさんの方たちが、また新たに利用したいというふうな状況には、今はないという状況でございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 今まで、ちょうど3カ月前の利用申し込みが、こういう形に改正されるということは、今お話あったように、利用者にとっては非常に便利になることだろうということで、いい改正だと思います。他方、1カ月間の予約が3カ月前の1日にできるというのは、皆さん集中して申し込みををすると思うんですけども、最初私は電話かと思って、電話だと回線が混むのかなと思ったんですが、一応、申請書を持って窓口へ行かなきゃいけないということですので、そうすると、受け取りの窓口が混雑して、相当待たされるとか、そういう不満がもし出るような状況が起こるのであれば、受付の人数をその日だけ多くしてサービスの改善に努めるとか、何かそういう対応をしなきゃいけないのかなという気がするんですけども、

その辺はどういうふうに見ておられますか。

教育長職務代理者 課長、お願いします。

生涯学習推進課長 伊藤委員さんのご心配は本当にそのとおりだと思って、我々もそれを一番危惧しているところでございます。今までは受付のカウンターにお並びいただいて、重複した部分はお話し合い、くじ引きで決めていたんですけれども、今度は1カ月分ですので、相当数の団体がおいでになると思われれます。ですので、それは会場をきちんと用意させていただいて、要員をたくさん配置して、その上で整理して、なるだけお待たせしないような方法を今考案中でございます。

他の施設で、やはり同じように1カ月分を一斉に受け付けているところもございまして、そういった部分を視察させていただきながら、皆様方のご不便にならないように努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 続けて、伊藤委員。

伊藤委員 どうもありがとうございました。じゃ、よろしく願いいたします。

それから、非常に細かいことで恐縮なんですけれども、今までは現行と改正案のところを読み比べてみると、「利用期日の3か月前」とか、「か月前」の「か」が入っているんですけれども、新しい改正案には、「利用期日の属する月の3月前」ですよね。これは3カ月前とは読めないと思うんですけれども、そういうふうに変えておられる一方、今、口頭のご説明では、3カ月前というふうに読み上げておられたんですけれども、これは特に3カ月と言わずに、3月前で通じるかなと思うんですけれども、もし条文に書くのであれば、「か月」と入れたほうがいいのかという感じはしますけれども、いかがでしょうか。

教育長職務代理者 お願いいたします。

生涯学習推進課長 すみません、私のほうの読み間違えで申しわけございませんでした。

これは、市長部局の法務担当と協議をさせていただいた上での条文、改正文でございまして、今現在は、3カ月ということと3月という表現と、両方正しいのかもしれないですけれども、今、法務担当の指導の中では、こういった表現を使わせて……

伊藤委員 3月前。

生涯学習推進課長 そうですね、はい。いただいているというふうにご理解いただければと。

教育長職務代理者 恐らく整合をとっているということですね。

生涯学習推進課長 さようでございます。

教育長職務代理者 意味は通じるという前提で。

そのほか、いかがでしょうか。

武田委員、お願いします。

武田委員 これは質問というより、教えてもらいたいことなんです。旧の申請書でありました青少年の育成団体記入欄とって、構成とか年齢とかを書く欄が新しいほうではなくなっているんですが、これは何のためにあって、どういう統計のために利用していたとか、何かそういうものがあるのであれば、今後それがなくなってきた経緯も含めて教えていただければと思います。

教育長職務代理者 お願いいたします。

生涯学習推進課長 青少年会館について、改めてご説明させていただかなければいけないと思うんですけども、先ほど公民館のほうが、社会教育関係団体は無料で使用ができるというふうにご説明申し上げました。青少年会館につきましては、青少年団体、また青少年育成団体につきましては、こちらは無料でお貸ししております。しかも、3カ月前から優先的に使えます。

青少年会館は青少年のための健全育成施設ですから、もっともな理由があるわけですが、その、そこが利用のメインであったという部分で、これは一番、多分、条例ができた、規則ができた当初から設けられていた欄でございまして、青少年の団体であるということの確認のために設けられていた欄なんでございますけれども、今、青少年会館では、団体の把握につきましては、団体の登録カードをつくらせていただいて、その構成状況であるとか会員名簿であるとかというものを別に出ささせていただいております。ですので、お名前を、団体名をお聞きできれば、構成であるとか、青少年育成団体であるとかにしても、その中身については把握できますので、わざわざ改めて申請書に書いていただく必要はないというふうに考えて、今回は削除させていただきました。

以上です。

武田委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 松田委員、お願いします。

松田委員 3点お伺いします。

まず1点目、公民館のほうですが、申し込みが1日に集中するというようになって、重複した場合は先着順に決めていくのでしょうか。それとも、一旦全申し込みを受けとめて、何らかの形で決めていくということでしょうか。

2点目です。両方の規則の施行日はいつになりますか。それを2点目に教えていただきたいと。

それから、3点目です。青少年会館ですけれども、青少年団体の定義が管理規則の中にも条例の中にも出てこないんです。ですので、どうやって市民の方々に周知していくのか。そして、第5条第3項の第1号ですが、「青少年が申請する場合」となっています。ところが、青少年という文言につきましての定義がどこにも見当たらない。条例にも書いていない。すると、この青少年というのをどう判断するのかということが問題になるのではないかと。例えば、他市の青少年に該当する者が申し込むことができるのか。その辺を教えていただきたいと思います。

教育長職務代理者 3点あります。ちょっとごめんなさい、私も整理をしつつ、競合した場合は、先ほどくじ引きとかとおっしゃっていましたね。

松田委員 それは今までですよ。これからもですか。

教育長職務代理者 これからもそうするので、それを調整する場は変わらずつくるといことですかね。後で補足をお願いします。

それから、施行日は28年1月1日というのが、様式の後の最後の1ページに、もう1枚めくるとぱっと出てくるというところにあります。旧様式じゃなくて新様式の最後ですね。

松田委員 ああ、そうかそうか。分かりました。

教育長職務代理者 要は様式まで含めて、今回の議題の中身と、変更の中身という位置づけで、そこに書いてあるようです。

松田委員 わかりました。申しわけありません。

教育長職務代理者 それから、青少年の定義についてですね。

お願いいたします。

生涯学習推進課長 一応、施行日以外について、もう一度ご説明しますが、重複した場合ですけれども、今までどおり話し合い、もしくは抽せんで決めていきたいというふうに考えております。全員がその場におりますので、対面でできますので、もし、例えば、じゃうちは少しずらしますよと、1時間重なっているのであれば、ずらせばうまく入るといことであれば、それはお互いのお話し合いで、ずらしていただくことができます。それが一番、例えばネットとかではなくて、お集まりいただくところの利点かなというふうに思っています。

もし話し合いがつかないようであれば、それはくじ引きという形で、優先順位を決めさ

せていただく方法をとりたいというふうに思っております。それは今までと変わりません。

ただ、数が多くなりますので、調整のお時間はかかるかなというふうに考え……

松田委員 ちょっと待ってください、そこでいいですか。

教育長職務代理者 はい、お願いいたします。

松田委員 皆さん待っていていただいて、その場で集計ができるということですか。それとも、また改めて日をつくって、話し合いを持つということですか。

生涯学習推進課長 その場でやります。

松田委員 その場でできますか。

生涯学習推進課長 ですから、ほんの30分、1時間で終わるといふわけにはいかないと思います。ご希望をお聞きして、希望表のようなものを出していただいて、割り振ってみて、重複した部分について話し合いをお願いします。できなければ抽せんをしますという作業を進めていきたいというふうに……

松田委員 よろしいですか。

教育長職務代理者 はい、どうぞ。

松田委員 利便性がそれで高まったとは、私、考えられません。今までの利用率からいって、それで何とかなるだろうという、そういう見通しだけにとどまっているような気がいたします。

施行日と関連づけて質問したのは、準備期間を置いたらどうかと考えるからです。このように改定するので、皆さんご承知くださいと期間を設けてその様子を見て進めていく必要があるのではないかと感じたものですから、それと施行日とあわせて質問させていただきました。

もう少し、利便性が高まるというエビデンスが欲しい気がします。何かあったらお示してください。

生涯学習推進課長 先ほども申し上げましたが、同様の申し込み方法をしているところも拝見させていただいております。ただ、そこは当然、集まってくる団体数も違うでしょうから、そのままというわけにはいかないというふうに思っております。件数は大分多いのではないかと思いますので、それは係員もそうですが、お客様たちもなれていない中で始めますので、松田委員さんをご懸念なさっているような、逆に長時間待たせてご不便をおかけするというようなことが考えられますけれども、なるだけそういうことが起こらないように、かつ公平性を保つような形を、今、ハンドリングとしては考えているところでございます。

また、広報につきましては、本日もご同意いただけるということであれば、早目に、毎日のように皆さん、常連さんは来ているわけですから、そういう方たちに、申し込み方法が変わりますよという広報は、早目、早目にお伝えしていきたいというふうに考えております。

松田委員 ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

それから、そうしたら青少年はどうですか。

生涯学習推進課長 青少年の定義なんでございますけれども、青少年会館管理規則の第4条に用語の意義という形がございます。これによりますと、条例第9条に規定する本市の青少年は、おおむね25歳未満の本市に住所を有する者とするというふうにございまして、本市の青少年という場合には、本市に住んでいる25歳未満の者というふうに考えております。

当然、市外の青少年の方が利用することも出てきますけれども、それにつきましても、おおむね25歳未満の方たちで組織された団体は、青少年団体というふうに判断してございます。

松田委員 よろしいですか。

教育長職務代理者 松田委員、お願いします。

松田委員 その管理規則なんですけれども、第4条は、条例9条に規定することの関連ですよ。だから、9条に当てはまるものについて、おおむね25歳未満ということになっています。9条が直接に第5条に結びついてくるという、読み取りができるのでしょうか。

教育長職務代理者 これは、私も事前に調べたときに、この9条というのは、使用料を無料にする対象についての規定なんですよ。使用料を無料にする対象として出てくる第9条の記載の中に、本市の青少年が利用する場合、本市の青少年育成団体等が利用する場合とある。これがそのまま、言ってみれば拡大解釈というか、こちらでいう、ちょっと今回の決め方が、青少年が利用する場合とそうじゃない場合という、私だって青年なんだと。サミエル・ウルマンか何かわかりませんが、そう言えば言えなくもなくなったときに、50歳の人に来て、俺は青年だと言ったときに、極論ですけども、トラブルにならないかとか、ルール上ははっきりしているのかというところが明確になるというのであれば、それが多分定義のどこかに入っていたほうが、この青少年の後に括弧書きが入るとか、そのほうがいいのではないかという、そこら辺が曖昧ではないかというのが松田委員の指摘だと思う。

そこら辺はいかがでしょうか。現場の混乱をもしかしたら招きかねないのが、青少年という文言じゃないかというところですが、いかがでしょうか。

生涯学習推進課長 青少年の定義というのは、多分いろいろさまざまでございます。国の法令によりますと、35歳までを青年という場合もございます。

ただ、私どもとしては、この条例規則の25歳というところを一つの目安にさせていただいているところと、それから、山田職務代理者さんが今おっしゃったように、例えば、私は青少年なんだという方が出てきた場合でございますけれども、公民館にいたしましても、青少年会館にいたしましても、個人のご利用はお断りしてございます。個人利用ができない形になっています。いわゆる団体利用とさせていただいております。それは明記されてございません。内規的な部分です。

これは、これだけの施設、規模であるし、利用希望も多いわけでございますから、例えば、大きな体育室をお一人でお使いになるというようなことがあるのが妥当かと言われると、それは妥当ではないと思われまますので、我々は団体利用を基本としております。青少年につきましても、青少年団体、また青少年育成団体というものを利用者として考えております。青少年団体はどうかというと、おおむね25歳未満の方たちで組織された団体と考えています。

ですから、例えば指導者的な形で50歳の方が入って、25歳未満の方たちを組織した団体があったとしたら、それは青少年団体と。おおむねというのは、ほとんどという意味合いになりますので、それはお認めしますけれども、例えば35歳、40歳の方がお見えになって、そういう方たちが中心になった団体がお見えになって、我々は青少年団体なんだよと言われても、それはお認めしておりません。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

松田委員。

松田委員 私は、その考え方は通らないと思います。この管理規則は差別のための規則なんですよね。つまり、これは市の会館なので、本来市民全員が同じ条件で使えるようであればならない。しかしながら、青少年会館という設置の趣旨に従って、こういう人たちを優遇しますよと、そういう差別を公に設定しているものが、この管理規則だろうと思うのです。

そうしますと、どういう人たちに優遇措置として使われていくのか、あるいは本来の趣旨として使われていくのかということは、やはり明確に示しておかなければならないと思います。そういう面で、これは一部不備なのではないかと思えます。

今までも不備があったんですけれども、ここに至って、「青少年の場合」と目立った表現になることによって、改めて問題点が浮上したように思います。この機に改善を望みたいと思います。

教育長職務代理者 今回のことは1月1日からを予定して、今上程されているわけです。いかがでしょうか。今の団体は認めないということが、規則はないけれども内規上そうしていた。

あるいは、ただ団体といっても、公式の公的な団体でなくても、例えば何かのサークル的なものでも、団体といえば団体だというふうに、例えばバスケットボールのチームであれば、これは団体だと。事実上の運用の中で、個人なのか団体なのかの線引きについては、トラブルはないのかもしれないんですけども、規則上出ていないということに関しては、非常にいかなものかということだと思います。

これは、再検討の余地はないですか、時期的に。きょうの。

生涯学習推進課長 松田委員さんのご指摘はごもっともだとは、非常に思っております。ただ、全てを条例と規則で規定するという事は、なかなか不可能なことだというふうに考えております。取り扱い要領であるとか内規であるとかという部分で、我々が定めていることですので、ただ、それについては公表して、きちんとした形で公表ができていないのかもしれないかもしれません。

窓口では当然ご説明します。お電話等でもご説明します。うちは団体のご利用をお願いしております。青少年団体というのは、25歳未満の方たちがおおむねのメンバーの方ではないとお認めできませんということは、口頭ではご説明してはいますけれども、そういったことがきちんと文章化されていけませんので、例えば管理規則ではないにせよ、そのようなご説明するような方法は考えるべきだというふうに今は思っております。

教育長職務代理者 松田委員、今のご説明は、この形で進めて、今までの運用、今そうですね。今浮上した新たな問題であって、申し込みの仕方が月で一括でできるということとは、ちょっとまた違う論点なんですけど、私も非常に重要だと思います。

松田委員 論点は違います、確かにね。

教育長職務代理者 ですから、この論点はそのまま進めるというのも一つのやり方だろうと思いますが、利用できる資格に事実上の制限があるということが、根拠が余りはっきりしない。はっきりしないというかな、全体の最適化の中で、そういう結論はあると思うんですけども、それについては少し心配な面があり、これは整備がされるべきだということの意見のようです。

これに、今、周知の方法という言い方をされましたけれども、お断りする根拠、ご利用をお断りする根拠というところについては、少ししっかりしたほうがいいかなという意見ですが、いかがですか。

お願いいたします。

生涯学習推進課長 確かに、いわゆる取り扱い要領、内規で動いているところが幾つかありま

す。それにつきましては、規則には反映していないところが、今回、いわゆる団体利用というところであるとか、25歳未満の方が大多数である団体を青少年団体と呼ぶというような表現がないので、本来的には管理規則の中で、もう少し用語の説明の中で考えるべきかなというふうには思います。そうすれば一番はつきりはします。

ただ、今は口頭でのみのご説明になっていますので、それはやはり、説明責任上は不備であるというふうにはちょっと感じておりますので、研究はさせていただきたいというふうに思っております。もし管理規則で生かせるのであれば、管理規則で表現できるような方法を考えさせていただきたいというふうに考えます。

教育長職務代理者 今、この今回の議題の本旨は、月割で申し込みができるということにあるということを踏まえて、これをやるやらないは、今、最後に皆さんのご意見を伺います。

管理規則の第15条に、委任がまたあるんですね。教育長に委任しているんですね。この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるとい、条例から規則に委任していて、規則からさらに教育長に委任しているということもあります。ただ、利用資格は、ちょっと委任するには大事な部分かなという気もします。ここら辺の軽重をよく事務局で判断していただいて、この問題が、問題というか、少し解決すべき課題だと思われまので、松田委員、これはこれで引き続き解決に向けていただくということでもいいですか。

松田委員 青少年がある限り、関係してくるんだと思いますけれども。

教育長職務代理者 ああ、そうか。

松田委員 例えば、この規則が認められた場合に、遠方のある団体が申し込んできた場合を考えてみます。こういった場合に、窓口で内規によってあなた方は申し込みできませんと伝えられた場合、「冗談じゃない、ここにこうきちんと書いてあるじゃないか、私たちは青少年だ」と主張してくる。これは断れないわけですね。場合により交通費を請求されますね。どう対応してくかということです。

教育長職務代理者 お願いいたします。

生涯学習推進課長 市外の青少年の方についても、3カ月前にお受けしようと思っております。あくまでも青少年ということに関しては、市内の青少年団体であろうと市外の青少年団体であろうと、それは区別をしておりません。ただ、無料であるか無料でないかというところに関しては違ってくる部分があります。ですので、3カ月前ということは同様に適用させていただきたいというふうに……

松田委員 個人、団体はどうですか。

生涯学習推進課長 個人につきましてはお認めできません。

教育長職務代理者 やはりちょっとしんどいところがあるのは、青少年が申し込む場合と、青少年というのは団体とは言っていないですよ。

松田委員 おっしゃるとおりです。

教育長 ちょっといいですか。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 使用実態とか使用目的とかを考えて、私は別に今の状況は妥当だと思っています。申し込み方法にしても、例えば森のホールに申し込むときも同じような状況なのです。日程が重なったら、一緒に来ているメンバーと、じゃどうすると話し合っただけです。

この青少年という解釈についても、先ほど、最初、おおむね25歳と言ったんですよ。やはり受け付けする段階で、その辺のやわらかさはあるわけで、確かに決まりは、今ご指摘されたように、きちんともう1回見直す必要はあるでしょうけれども、それは今後の課題として捉えていただいてというふうに、私は今、課長の答弁を聞きながら、そういうふうに思っています。

ですから、個人と団体についても、個人で申し込まれると、また違う混乱が大きく生まれると思います。団体に限っているというふうなメリットが、青少年会館については大きいと私は考えております。

教育長職務代理者 青少年という言葉が非常にこう、それだけで見ると幅広い、ここら辺については、根拠が、本市に住んでいるおおむね25歳以下のというのは、その無料の判断のところで出てきているので、それを恐らく援用して、他市であっても、おおむね25歳以下をそういうふうに判断していますよというのであれば、やはり条例の9条と規則の4条の定義は、それ以外のところでやはり定義づけ、何らかしたほうがいいのではないかというのは、全体のつくり方の整合性ではあるような気がしますから、そこは今後の課題にするということはありませんね。

生涯学習推進課長 はい。

教育長職務代理者 それの次元がどの次元で、規則でやるのか、何でやるのか。

生涯学習推進課長 そうですね。

教育長職務代理者 松田委員、その言葉を、青少年をこのまま生かすというのは……

松田委員 要するに、利用者、利用したい希望者、あるいは利用する人たちに、そのことが趣旨が伝われば、問題はないと思うのですけれども、その方法をもう少し考えていく必要があ

と思います。ここでできないとするならば、やはり早い段階できちんと整備すべきだと私は思いますね。

今回は、周知を図るということでそれを徹底していただくにしても、将来的にはきちんと整備すべきだと考えます。

教育長職務代理者 きょうでなくて、次回でどうかと先ほど申し上げたのは、どこの次元で入れるかなんですが、やはり文言上、少しどこかに足がかりをつくっておいたほうがいいのではないかというのが、この委員会会議での意見のようです。

ただ、1カ月分を帯で押さえないというニーズがあるのも、これも恐らく、そういう声を実際に聞いたこともありますから、これはほかのスポーツ施設も含めて、そういうふうなやはり取り扱いが、活動する団体からすると一般的であり、非常に利便性があるという意見もあるというのも一方であります。

ここでご提案ですので、もし、やはり規則のつくり込みにおいて、今後遅滞なくというか、適切にご対応いただくということをご記録に残しながら、きょう決議をするということでしょうか。実際、利便性の向上を図るという意味合いにおいて、よろしいですか。

松田委員 その附帯事項を追加ということですね。附帯を。

教育長職務代理者 ええ、つけてというところで、特に青少年という言葉の定義がちょっと幾つかありそうです。

そのほか、よろしいでしょうか。大分時間を経過しましたが。

私から、一つだけにしましょう。

これ、様式も議案の中身だということで、様式が、これで見ると、例えば4ページの公民館利用承認書という様式も今回変わったんですが、その下の注意欄の最後に、「利用の際はバス・電車をお願いします。」というのが、これは前は入っていなかったのがここに入っています。

公民館は、実際、駐車場はありますよね。それとの整合で、それを使わないでください、あるいはご遠慮くださいということが、現実には何か運用があって、ここでこういう言葉で、お願いしますと言われて、誰かが車で来ている、私はこう書いてあるから車で来なかったというようなことが、何か違いが起きてしまうのではないかとちらっと思ったんですが、この点、これも要は改正の中身に、今まで全然触れていないですが、入っていますので、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

生涯学習推進課長 今回新たに申請書の様式を検討する中で、公民館は総合福祉会館という施

設の中の一部になってございます。社会福祉協議会、それから障害者のための機関、また市民活動サポートセンターと、非常に多くの利用者がございますので、必ず車がとめられるわけではございませんので、なるだけお願いしますという意味合いでつけさせていただいたんですけれども、そこで「お願いします。」という表現にさせていただいていますので、必ず車はご利用にならないでくださいというふうにはとられないのではないかなというふうな形でつけさせていただきました。

実際に混み合って、とめられないという事態になることも間々あります。会議が重なったり、ほかの催し物が、大きな催し物が入ったりするときには、ご利用できないというところが間々ありますので、また、バスの便は悪い場所ではございませんので、なるだけそういった公共交通機関をご利用いただきたいという、こちらは希望で、今回つけ加えさせていただきました。決して駐車場の利用ができないというような意味合いでつけたわけではございませんので、ご了承いただければと思うんですが。

教育長職務代理者 ありがとうございます。その趣旨と文言とが、少し違うかなという気はします。これも、実際の運用がうまくいっているのであれば、それでいいんですが、すつとこうやって言葉が入ると、そのことによる影響で、今までとめていたのがとめられなくなるのかなと思う方も恐らくいらっしゃると思うんですよね。

お願いベースですよということですので、これはぜひ混乱のないように、あるいは混乱があるのであれば、至急これもルールを、ほかの施設等も含めて確立していく、あるいは、文言をまた少し調整するとかが必要なのかなという気がいたします。これも現場のほうでよく踏まえていただければと思います。

よろしいでしょうか。

よろしいですか、そのほか、31号、32号、あわせて一括してのご協議をいただきましたが。

それでは、これから31号、32号については、これで質疑及び討論を終結としまして、採決はそれぞれの議案ごとに行います。

31号のほうについては、これは原案のとおりということでございます。それから、32号につきましても、附帯決議という言葉をつけさせていただきますが、青少年の定義について、しかるべく規則上の対応を遅滞なくする。だから、規則を変えるのかどうか、これはわかりませんが、規則上の対応をしていただいて、できるだけ明確になるようにご準備を今後進めていただくということを前提として、採決に入らせていただきます。

それでは、議案第31号を採決いたします。

議案第31号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第32号を採決いたします。

議案第32号につきましては、先ほど申し上げた附帯決議をつけまして、その他は原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第32号は附帯決議とともに原案を決定することにいたしました。

ありがとうございました。

予定を大分、超過して、時間がかかなりありません。ただ、重要な案件であるのがこれからも続きます。できるだけ端的に、また事務局のご説明も、質問にはできるだけ適切に答えていただいて、時間を短縮しながら、密度の濃い議論をさせていただきたいと思います。

◎議案第33号

教育長職務代理者 続きまして、議案第33号「平成27年度末及び平成28年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに平成27年度末及び平成28年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 よろしくお願いいたします。

それでは、議案第33号「平成27年度末及び平成28年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに平成27年度末及び平成28年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」ご説明いたします。

資料でございますが、21ページ目が提案のかがみでございます。22ページ、23ページ目が松戸市の人事異動方針、24ページ、25ページ目が人事異動実施方策でございます。26ページに、今年度と昨年度の人事異動方針及び人事実施方策の新旧対照表をつけてございます。

それでは、説明をさせていただきます。

本件につきましては、県費負担教職員の人事異動でございます。任命権者である千葉県教

育委員会の策定した人事異動方針・実施細目に基づいて推進するものでございます。

昨年度からの変更点につきましては、10月にご提案させていただきました市立松戸高等学校異動方針・異動方策と同じく、昨年度ご指摘をいただきました文言を整理したつもりでしたけれども、学校職員という言葉については、非常にわかりづらいというようなご指摘もいただきました。そこで、「学校職員」という文言を「職員」という形で統一させていただきました。この場合の職員は、県費負担教職員を指すものでございます。

以上、説明といたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ご説明をいただきました。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 市場ですけれども、実施方策のほうについてちょっとお聞きしたいんですけれども、実施方策の（６）「中学校間の教科担当者の過不足の調整を計画的かつ積極的に行い、免許外教科担任の解消に努める。」と。免許外教科担任というのが、現実問題として、どれぐらいいらっしゃるのかということをお聞きしたいことが一つと、あと、３の（２）「特に、小学校での教科指導や生徒指導の充実を図る」ということが書かれていますけれども、特にこういう文章を入れた背景というか、そういうものを教えていただきたいと思います。

教育長職務代理者 ２の（６）と３の（２）ですか。

市場委員 そうです。２の（６）と３の（２）です。

教育長職務代理者 学務課長、よろしいでしょうか。

学務課長 今、免許外の数につきましては調べておりますので、少しお時間をいただければと思います。

市場委員 おおよそかでもいいですけれども、わかれば。

学務課長 失礼いたしました。今年度、免許外担当者は29名でございます。中学校で29名でございます。

市場委員 それは、29人の先生が自分の免許外の授業を持っているという意味ですか。

学務課長 そうでございます。県のほうに申請をしまして、県で免許外の指導をしてよろしいという許可をいただきながら指導しています。

市場委員 それは何か、その指導にかかわる、免許は持っていないにしても、指導にかかわる何か講習というか、そういうものを受けた方とか、そういう形なのか。

学務課長 いえ、講習ではなくて、教員が自分の免許外のものを、これまでの経験の中で、あ

あなたは指導しても構いませんということを県のほうで認めていただいて、指導しているという。

市場委員 それは県が認定するものですか。

学務課長 はい。どうしても学校の規模によりまして、全ての教科がそろっているというわけでもございませんので、どうしても小さな学校につきましては、ほかの教科を持たなければならないという状況が出てきてしまいます。

教育長職務代理人 じゃ、2点目いきましょうか。

学務課長 小学校、中学校の異動につきましては、昨年度末、小学校から中学校へ3名の交流がございました。中学校から小学校は、逆にございませんでした。小学校の先生方が中学校の免許を持っているというケースが多いので、小から中はあるけれども、中学校の先生方が小学校の免許を持っているということはなかなか少ないので、小学校への異動は少ないということでございます。

その際、中学校で身につけた生徒指導の指導力、力でありますとか教科の専門性、これを小学校のほうで生かしていただきたいということで、積極的に進めるというような文言で書かせていただきました。

以上でございます。

市場委員 それは要するに、生徒側とかの問題というよりは、学校の……特にということ、特に小学校での教科指導や生徒指導の充実を図る必要があるという認識よりも、先生の交流を進める上でというようなニュアンスですか。

教育長職務代理人 学務課長、お願いいたします。

学務課長 小学校での生徒指導、それから教科指導、中学校の専門性を小学校の指導の中に生かしていきたくということでございます。

市場委員 はい、特に……

教育長 必要性が高まっているということです。

市場委員 やはり高まっているということですか。

教育長職務代理人 これは要は、ことし初めて入った文言じゃなくて、昨年も同じで、でも実際、中学校から小学校へは、実績はできなかったということですね。

教育長 少ないということです。

教育長職務代理人 あるのはあるんですね。中学校から小学校は。

学務課長 小学校から中学校へは3名でございました。ただ、逆に、先ほど申しましたように、

免許の関係がございますので、中学校から小学校というのは、昨年度は交流はございませんでした。

市場委員 ないわけね。

教育長職務代理者 昨年度の異動はなかったけれども、現状、中学校から来た先生が小学校にいるという事実はたくさんある。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 ありますね。

教育長 小・中あります。小と中は。

伊藤委員 今、ないとおっしゃったのは……

教育長 昨年度の人事異動ではなかったと。

伊藤委員 じゃ、いつならあるんですか。今年度はある。

教育長 それはまだわかりません。

教育長職務代理者 過去にはもうありますし……

学務課長 毎年人事異動はあるわけで、例えば、一昨年度の人事異動で中から小に行った者がいれば、それは、ことしも来年も再来年も恐らくいます。

新たにということですね。

教育長職務代理者 新たな人はいなかったという。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 私もこの点、ちょっと非常に関心あったんですけども、そういう計画交流をより積極的に行うとある以上、そういう必要性も高いので、いろいろな事情があるんでしょうけれども、できるだけ、そういうのがふえていってしかるべきかと思うんですけども、今の課長のご説明だと、免許の関係があって、そもそもできないようなニュアンスのことをおっしゃっていたので、もし免許が本当にネックになっているのであれば、積極的にやろうとしても、できなくなっちゃうんじゃないでしょうか。そこはどういうふうに乗り越えようとしているのか。

教育長職務代理者 学務課長、よろしいですか。

学務課長 先ほどの人数ですけれども、今、もう一度確認をしましたところ、私の話していることが逆でございました。中から小が3名、中学校から小学校が3名で、小学校から中学校が1名でございました。申しわけありませんでした。

教育長 それは管理職を除いて。

学務課長 はい、教諭でございます。

教育長 管理職を入れれば、もっと人数は多いです。

教育長職務代理者 ああ、そうですか。管理職を除いた。

教育長 教諭なので。

教育長職務代理者 教諭がということですか。それを踏まえて、免許の問題をどう乗り越えようとしているのかというご質問。

学務課長 学校の実情もありますし、本人の希望等もございますので、なかなか我々が考えているように、中学校の力を小学校に持っていきたいということは、なかなか推進できないところでありましてけれども、我々のほうとしても、学校長と相談をしながら、その異動対象の教員の希望を拡大しながら、どうしてもその力を小学校に活用していきたいんだということで、校長の具申を持ちながら、その人事を進めていきたいと我々は考えております。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 そこは、やはり免許というのは、どうしても壁になるんですか。

教育長職務代理者 学務課長、どうぞ。

学務課長 こればかりは、中学校の免許で小学校というのは、小学校の免許がなければ小学校で指導することはできませんので。

ただ、最近ではこういうケースがありました。中学校の免許を持っていて、小学校の免許は持っていないけれども、中学校の教科、例えば今、言語活用科で英語の指導、英語活動が入ってまいりましたけれども、英語の指導をするということで、その指導だけであれば大丈夫だということで、小学校に異動させたことはありました。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 それができるのであれば、英語に限らず、いろいろな教科で、もちろん中学の免許というのは学科ごとの免許だと思うので、小学校へ行って、小学校全体の6年生を担当して全部教えるということはもちろんできない、やはり免許の関係でできないけれども、小学校でそういう専門の分野の学科を教えるということは、小学校の全体の免許を持っていないでもできるわけですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 小学校は基本、学級担任制でございますので、配置される人数の枠も多くはないです。配置された人間は基本、学級担任ということで、それ以外の増置の配置というか、加配というか、中学校でいう副担任というような立場の人間が非常に少ないんですね。ですから、

今委員さんがおっしゃったように、中学校の免許を持って各教科ごとになると、学級担任がいなくなってしまうということをごさいます。

伊藤委員 定員との関係ですね。

学務課長 はい。なかなか経営が難しいと。

教育長 定員との関係もありますし、英語が認められているのは特例なんです。ほかの国語や算数、数学の免許では、小学校には行けません。

教育長職務代理者 今、異動されている先生方は、小学校の免許をお持ちの先生であれば、何ら問題はないわけですね。

教育長 それはそうです。

教育長職務代理者 だけれども、そうでない先生を持っていくというのは、なかなか現実には難しいので、それでも去年3例、異動があったということは、そこを乗り越えられたわけですね。英語が中心なのかしら。

どうぞ。

学務課長 これは英語ではなくて、小学校の免許を持っている異動です。

市場委員 それは、両方の免許を持っているということで。

教育長 はい。私も両方持っています。ただ、養成機関はそれぞれ違いますから、両方持っている人というのは余り多くはない。

教育長職務代理者 ああ、そうか。養成機関が違うんですね。

松田先生も何か補足ありますか。

松田委員 いや、ありません。

教育長職務代理者 今、この点についていろいろ議論が出ました。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、武田委員。

武田委員 異動実施方策の2の(7)「司書教諭有資格者を適正に配置する。」というふうに書いてあるんですけども、わざわざ書いてあるということは、現状はそうではないのかなというふうに推察します。

現況がどのくらいの状況にあるのかということと、適正と捉えているところは、どのあたりを目指しているのかということをお聞きしたいと思います。

教育長職務代理者 司書についてお願いいたします。

学務課長。

学務課長 これは上位法で決まっております、12学級以上に司書教諭を配置するという
ことで、その決まりに従って、我々も司書教諭は各学校に、資格を持っている教諭を配置して
おります。

教育長職務代理者 現実にはそうできていないんですか。それとも、できているものをさらに
う進めます……

学務課長 できています。12学級以上の学校には、司書教諭は1名必ず配置しております。

教育長職務代理者 それは現状、もう既に実現していることを、そのようにやっていきますよ
ということですね。

武田委員、いかがでしょうか。

武田委員 12学級以上、やはり規模で決まっているというふうに考えて。

教育長職務代理者 12学級以下の学校というのは、どうなんでしょうか。要は1学年2クラス
以下、1クラスの学年があるというところは置けないわけですね、そうすると。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 本市の場合、今話がありました、12学級未満に置く必要はないんですけれども、本
市の場合には、全校に司書教諭の資格を持った教諭を配置してございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員、いかがでしょうか。

武田委員 じゃ、松戸市においては何ら問題はないということで。

学務課長 はい。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

それでは、ほかはないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結とい
たします。

これより議案第33号を採決いたします。

議案第33号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

教育長職務代理者 次に、議案第34号「平成27年度12月教育費補正予算について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第34号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部参事監、教育企画課長、保健体育課長、保健体育課学校給食担当室長、保健体育課主事、以上でございます。その他の方はご退席をお願いいたします。

(指定職員以外退室)

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

では、議案第34号「平成27年度12月教育費補正予算について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

教育企画課長、お願いいたします。

教育企画課長 それでは、議案第34号「平成27年度12月教育費補正予算について」ご説明いたします。

補正予算の内容は29ページに記載のとおりでございますが、私から簡単に申し上げますと、小学校と中学校の給食調理業務の委託契約につきまして、現行は単年度の契約でございますが、これを3年間の複数年契約とするため、債務負担行為を設定するためのものでございます。

なお、学校給食の現状でございますとか学校給食の調理業務の直営校・委託校の現状、それから、なぜ複数年契約にするのかということの理由等につきましては、質疑の中で保健体育課なり、私どものほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

この文言、29ページの補正をしたいと。補正の額については4億7,995万4,000円、これが補正で8億6,500万円何がしが加わって、13億4,500万円何がしになるというようなことで、これに、中学校のほうも下の段にあります。

内容のほうを拝見すると、給食調理委託小学校が、幾つでしょうか、これだけの数の小学校があり、中学校のほうは小金北中であるということでもあります。

この辺の数字、少しちょっと補足していただかないと、質問もしにくいかなと思うので、

いかがでしょうか、どなたが。

学校給食担当室長、お願いいたします。

保健体育課学校給食担当室長 失礼いたします。

では、質疑の前に、今回の補正に関しまして、小・中学校の給食の現状等をお話しさせていただきます。

松戸市の学校は、小学校44校、中学校20校で、全ての学校に給食室があり、学校でつくった給食を児童・生徒に提供しております。これを自校式というふうに申しまして、鎌ヶ谷市のように一つの給食センターで各校に配るセンター方式、それから、市川市の隣接する学校で給食をつかって隣の学校に給食を持っていくというような親子方式、そういったものと区別した言い方になっております。

自校式で、松戸市の場合には、運営方法が2つございます。1つは、市職員である調理員が給食をつくる直営方式、それから、民間業者に委託をしまして、民間業者の調理員が給食をつくる委託の方式という2通りのパターンがございます。

各学校には栄養士が配属されておまして、献立の作成、それから、栄養管理については栄養士が行いまして、栄養士のつくったレシピに沿って、調理員は給食をつくるということになっておりますので、直営と委託との差はないというふうに思っております。

現在、松戸市は、小学校44校のうち24校を委託しております。中学校は20校全て委託方式で給食を行っております。

その中で、今回の補正のお願いですということが、先ほど教育企画課長が説明させていただきましたけれども、今まで委託の契約をするときに、1年目に入札をして業者を決定いたします。2年目には随意契約というもので、入札をすることなく、これは地方自治法のほうでも規定がある契約の方法なんですけれども、2年目、3年目は随意契約で、契約を同じ業者にするというような形で、都合3年間の契約を今は行っております。それを債務負担行為ということで、向こう3年間の予算の枠をつくっていただいて、その枠の中で契約をしていいよということになりますので、1年ごとの契約をしていたものを3年間の契約にできるというような形をとらせていただこうかというふうに思っております。

債務負担行為によって3年間の契約ができることによって、メリットでございますけれども、入札の時期を、1年ごとの予算の獲得ですと、予算を決定するのが3月の議会になります。3月の議会で決定して、翌4月からお金が使えるようになりますので、4月からの仕事の入札をする時期が、どうしても3月近くになってしまうということで、業者が決まってか

ら4月1日の仕事に入るまでの期間が大変短く、人材の確保等が難しくなってきました。そういったことが、向こう3年間の予算をあらかじめ、この12月の議会で決めさせていただくことで、入札がそれ以降スムーズにできることとなりますので、2月の初めには入札ができるようになるかというふうに思っておりますので、今までよりも業者の準備期間が長くとれるようになります。

近隣が1月から2月の初めぐらいに入札をしているということで、今までは松戸市が3月に近い時期ということで、業者のほうで先に決まってしまうと、なかなか松戸市の入札に参加してくれる業者がなく、時期を早めることによって入札参加の業者もふえる。業者が多ければ、より優良な業者も手を挙げてくれる機会が出てくるのではないかというふうに考えてございます。

また、1年ごとの契約でなく、3年間を通して契約することによって、業者のほうも、最初の1年目には人的な投資、職員を雇ったり、それから研修をして技術を高めたり、そういったことで人的な初期投資を行う。それがスムーズに回収する見込みがあるということになれば、業者にとってもメリットがあって、入札の価格自体も、想定金額よりも抑えることができるというような効果も期待できるのではないかというふうにも思っております。そういったことを考えまして、給食の安定的な提供ということを考えれば、3年間の契約ができるということは、メリットがあるというふうにこちらでは考えてございます。

大まかには今のような説明でございます。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

あとは質疑の中でご説明いただくことにしましょうか。

債務負担行為というのが、私たちにはちょっとわかりにくいということもあるかと思えます。債務負担行為にするという、そこについて、ちょっと補足、もう一言。

お願いいたします。

保健体育課学校給食担当室長 行政の予算というものは、単年度会計主義と申しまして、1年間の予算というものが一つのサイクルになっているんですけども、その原則の中で予算を、来年度予算以降の予算を、あらかじめ予算として確立するものではないんですが、使ってもいいお金を向こう3年間約束していただくというような形なんです。そうすることによって、向こう3年間使ってもいい金額の中で契約をすることが可能になるというようなものを、債務負担行為という……

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そうすると、年間予算の中には、今度出てこなくなるということですか。今度、予算審議がまたありますよね、3月の前に。そのときには、会計上見えないところに行くということなんでしょうか。

保健体育課学校給食担当室長 いえ、債務負担行為ということで、今12月ですけれども、12月の議会で決まるのは、28年度分、29年度分、30年度分ということで、その3年間の枠を決めさせていただいて、実際に3月の新年度の予算の審議のときには、今度は枠を決めたものを実予算という形で、実際に使う金額としては予算の議案の中に入ってまいります。

教育長職務代理人 ああ、そうですか。

保健体育課学校給食担当室長 はい。

教育長職務代理人 このあたりで、さて、いかがでしょうか。お願いいたします。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 今のご説明の中では、3年間同じ業者にするとということですが、今は27年度ですね。27年度はもう既に、例えば小金小学校については、27年度、ある特定の業者に委託しているわけですよね。それを28年度、29年度、27年度と合わせて3年間、そういう認識でよろしいですか。それとも違うんですか、28年度からですか。28、29、30年。

教育長職務代理人 ちょっとその辺、お願いいたします。

保健体育課学校給食担当室長 今現在も、44校で委託というものをしております。その委託のやり方が、1年目に入札をして、2年目、3年目というものは入札をしないで、一度入札したところと随意契約をしているという形で、その44校はやっております。その44校が、委託を始めた時期がちょっと微妙にずれてくる関係で……

教育長職務代理人 今回13校。

保健体育課学校給食担当室長 はい、今回13校ですが……ありました、すみません。13校、中学校が1校で、来年度が小学校7校、中学校1校、その次の翌年が小学校5校、中学校18校という形で、ずれた形で入札をしております、そのタイミングごとに、債務負担行為というものをさせていただくというような形になります。

伊藤委員 ですから、この13校、ここに挙げられている学校については、補正前の額が4億7,900万円ということで、これは27年単年度の金額ですね。

保健体育課学校給食担当室長 はい。

伊藤委員 今回の補正で、ほぼ倍に当たる2年分、28年度、29年度分の8億円余が、今回要求されるという理解でいいですね。

保健体育課学校給食担当室長 そうでございます。都合3年間。

伊藤委員 ですから、同じ業者が28年度、29年度についても、一々随契という契約をしないでも……

保健体育課学校給食担当室長 そうでございます。3年間続けてと。

伊藤委員 28年度、29年度は引き続きと、そういう理解ですか。

保健体育課学校給食担当室長 28年から新たにです。新たに28年度に入札を。

今の業者とは、また別です。

教育長職務代理者 そうすると、27年度と、補正額と足して、大体掛ける3の若干少ない額になっているのを、27、28、29年というふうに、何となく素人考えで思うんですが。

伊藤委員 そうじゃないんですか。

保健体育課学校給食担当室長 28、29、30年。

教育長職務代理者 そうすると、今年度の補正でやるんじゃないかと、来年度の債務負担行為なんですか。

保健体育課学校給食担当室長 はい、そうです。28年度、29年度、30年度の債務負担。

伊藤委員 だから、今年度はもう既に、補正前の額で4億円、既に使っているわけですね、現在。

教育長職務代理者 この4億7,900万円は今年度の額でしょう。

保健体育課学校給食担当室長 そうです。

教育長職務代理者 教育企画課長、整理をお願いいたします。

教育企画課長 すみません。実はこの要求一覧の記載の仕方が、ちょっと誤解を招く記載になっております。伊藤委員のご指摘のとおりでございます。こちらの補正前の数字というのは今年度の、この学校の、表記されている学校の委託費の実行予算でございます。これ、補正予算の要求額が8億6,540万9,000円、下の中学校も同じなんですけれども、これを27年度の実行予算に上乗せするというのではなくて、28、29、30年の債務負担行為を設定する総額ということになります。

市場委員 30年までの3年間ということ。

教育長職務代理者 そうすると、それって補正予算なんですか。

教育企画課長 補正予算になります。それはなぜかといいますと、要するに、例えば小金小学校でいいますと、仮にA業者と今、委託契約を結んで、単年度で委託契約を結んで、給食をつくってもらっています。その契約は27年度末で終わります。つまり、先ほど、1年目に入

札をやって、2年目、3年目と随意契約をやると言っていましたけれども、その3年目の随意契約が小金小学校は終わるんでしょう。間違っていたら言ってね。

保健体育課学校給食担当室長 そうです。

教育企画課長 今度、28年度からやる、28年度から調理業務をやっていただく業者を新たに募集するというか、入札をかけることになります。今度は3年間ですね。今度は3年間でやります。なぜこの時期に債務負担行為を設定するかというと、これは、当たり前といえば当たり前なんですけれども、予算の裏づけのない中で契約はできませんので、12月で債務負担行為、向こう3年間の8億円の範囲で契約はしていいですよというお墨つきをもらった上で、年明けすぐに入札をかけて、3カ月間余裕を持って、業者には人員を、人材を確保してもらおうと、そんな意味合いで、今回やるということでございます。

ちょっと説明が余り上手じゃないんですけれども、ぜひ算出していただいて……

教育長職務代理者 補足を。

伊藤委員 わかりました。今のご説明で誤解は解けましたけれども、もしそうであると、上の小学校ですが、1年間の27年度分の13校の今年度の給食費が4億7,900万円になっているのが、補正で要求されるのがそのほぼ倍弱の8億6,500万円で、その数字からいって、私は2年分だと思ったんですね。だから、それが今のご説明だと3年分ということは、数字的に物すごく安くやろうということですか。

教育長職務代理者 室長、お願いします。

保健体育課学校給食担当室長 すみません、この表が大変ちょっとわかりにくい、申しわけありません。たまたま補正後のお金と補正前のお金が3倍に見えてしまうということで、実は補正前の額というものが、今24校委託をしています、24校の1年分の……

伊藤委員 じゃ、13校じゃないんですね。

保健体育課学校給食担当室長 はい。24校の1年分のお金でございます。

伊藤委員 わかりました。

保健体育課学校給食担当室長 それに13校の3年分が8億6,000万円。

伊藤委員 これは13校。

保健体育課学校給食担当室長 はい、これが13校の3年分でございます。それを、ですから、24校の1年分と13校の3年分を足して、13億円というような数字になってございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 これもわかりましたけれども、その次の小金北中については、5,200万円というこ

とで非常に少ないんですけども、これは、4億3,700万円というのは全中学の20校分で、この5,200万円というのは小金北中の3年分と、そういうこと。

保健体育課学校給食担当室長 はい、そうでございます。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 大変重要な点がようやくわかりました。

そのほか、お願いします。

市場委員。

市場委員 3年間は今までも随意契約だということですが、3年ごとに、またもう1回入札をするということになるんだと思いますけれども、実際に業者さんというのはかわるものなんですか。

教育長職務代理者 現状はどうかというご質問だと思います。

お願いいたします。

保健体育課学校給食担当室長 実際に、全て入れかわるということではないんですが、今ちょっと数字が……27年度の入札の状況でございますけれども、18の中学校のうち10校の業者がかわっております。

市場委員 それは値段なんですか。

保健体育課学校給食担当室長 はい、入札は金額で。

市場委員 値段だけで決まるものなんですか。

保健体育課学校給食担当室長 はい。ただ、入札に参加できる条件として、学校給食の経験があるところというふうな縛りはかけさせていただいております。

教育長職務代理者 要は給食の委託費ですよ。だから、主に人件費を中心としたものですよ、これね。

保健体育課学校給食担当室長 はい。

教育長職務代理者 実際は給食費を、皆さんから集めた給食費でもって、食材は買っているわけですよ。

保健体育課学校給食担当室長 そうです。食材は給食費のほうから。

教育長職務代理者 給食費は、それぞれ実費を集めているということです。

伊藤委員。

伊藤委員 各小・中学生にとって、やはり給食というのは非常に大事だと思います。今の給食は非常においしいというか、それぞれ皆さん満足しているような感じがして、私も既にこの

1カ月の間に、中学校と小学校で、それぞれ1校ずつで給食を食べたんですけれども、とても全部食べ切れないぐらいなんですけれども、残すと申しわけないので、無理して食べたというようなこともありました。あとやはり、それぞれ非常においしいと思いました。

ただ、やはり私の味覚と小・中学生の味覚は多分違うと思うので、これを機会にお聞きするんですけれども、3年間固定してしまうという、今も随契やっているんですから、一度決まれば3年は変わらないわけですね。その間、小・中学生の生徒の評価というか、評判とか、あるいはアンケートをとったりとか、何かそういうのは、それぞれ各学校に任せられて、何か工夫しているのか。あるいは、こちらサイドから何か注文を出したり、あるいは、そういうアンケートをきちっととって満足度を調べなさいとか、何かその辺のところをやっておられるのか。あるいは、途中で場合によっては、3年の間に業者が変わるということもあり得るのでしょうか。

教育長職務代理者 室長、お願いします。

保健体育課学校給食担当室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食担当室のほうから児童・生徒にアンケートをとるということはしていないんですけれども、学校でそれぞれ意見を聞くような工夫、声を聞く努力はしていただいています。

業者が3年間必ずということなんですけれども、今は随意契約で2年目、3年目をつないでいる状態なんですけれども、そのときにもやはり、重大な瑕疵のあった業者とは契約をしないよというような前提でやっております。また、3年契約にしたときにも、重大な瑕疵等が、余りうまくない運営をした業者については、契約をしかるべき場所で解除するというような条項は設けて、そういったところは防ごうかというふうには思っております。

ただ、味に関してはなかなか難しく、栄養士がレシピをつくって、そのとおりにつくるというようなお約束でございますので、それが調理員の技量で味が変わったのかというところは、なかなか難しいところがありますし、また、個人個人での本当に嗜好の差もございまして、なかなかその辺は、ちょっと一概には言えないところなんです。余り味に関しての評判がよくないところについては、栄養士と私ども学校給食担当室のほうで、どこに原因があるのかということは常々調べて、向上するようにしております。

教育長職務代理者 伊藤委員は、評価が適切にされているのか、あるいは、どういう方法かという観点だと思います。ですから、それは適切に運営されていると、保護者を初め市民は思っている。その仕組みは、アンケートをとらないまでも、しっかりやっていただきたいということだと思いますし、いいですか。そこは、そんなところでいいですか。

教育長 いや、これは、かえってそういうアンケートをとったりしたら、難しくなるんじゃないですか。それこそ味とか量とか、子どもたちは敏感ですし、敏感な子どもたちの後ろで、保護者ももっと敏感ですので、何か問題があれば、すぐに反映されますから大丈夫です。

教育長職務代理人 市場委員。

市場委員 予算の話とちょっと外れるんですけども、いわゆるアレルギー食対応というのは、今どんなふうになっているのか、ちょっと教えてもらえればと思います。

教育長職務代理人 課長、お願いいたします。隠れていたわけではございません。

保健体育課長 アレルギーについては、重要な課題であると捉えています。毎年学校に調査をかけまして、アレルギー、特にアナフィラキシーを持っている子どもたちがどれくらいいるかというのを把握します。それに対する学校給食の対応というのは、アレルギー対応ガイドラインに基づいて行なっており、一つは除去食です。これは複数のアレルゲンがある子どもに対しては大変難しいんですけども、調理場の広さとか、あるいは食数とかによりますが、対応している学校もあります。

あと、もう一つは、保護者に前もって献立を渡しまして、食べられない食材をチェックしてもらい、自分で除去等、個人で管理してもらうことがあります。担任は配膳したときに、これはあなたは食べられないということを低学年のときは教えていきますが、それが高学年になってきますと大体わかってきて、自分で管理が出来るようになります。

私たちが目指すところは、やはり、その子どもの体質がいつか変わるかもしれませんけれども、調布市で起きたチヂミの事故が非常に教訓になっていまして、これに対しては、やはり学校訪問を通して各学校に指導して、とにかく子どもたちのそういう状況を、複数で情報を共有していくことをお願いし、アレルギー事故を防ぐ方向で対応しています。

手順として、学校生活管理指導表をお医者様に書いていただいています。それを持って、保護者と学校とで面談をします。そして除去食と、それから個人の管理と。個人の管理は、子どもに任せるんじゃなくて、今言ったように家庭にも協力してもらう。それから、一部または全部弁当をお願いすることもあります。複数の種類がある場合もありますし、1品ぐらいですと、これは配膳しないとか食べないということで、おかずを持ってきてもらう。そういう形の対応をすることもございます。

市場委員 基本は除去食で、それに対応不可能な場合、例外的にお弁当ということがあるというところでよろしいですか。

保健体育課長 そうです。ただ、お弁当がだんだんふえてきている状況も今あります。

以上でございます。

教育長職務代理者 市場先生、よろしいでしょうか。

市場委員 はい、結構でございます。

教育長職務代理者 議案のほうはいかがでしょう。

一般に、最初に私がお聞きしましたけれども、債務負担行為になぜ今するのかというところが、不明と感じる人もいます。他市は入札を1・2月にやれているということは、他市は債務負担行為でやっているということですか。

保健体育課学校給食担当室長 債務負担行為という形をとっているところと、市川市だけになるんですけども、長期継続契約という形で、これは条例で規定をしないとできないものなんですけれども、そういったところもあります。債務負担行為、あとは長期継続契約の条例による契約というような形で他市はやってございます。

教育長 ですから、むしろ、これまでの課題をこれによって、業者さんからのいろいろなふぐあいも言われたりしていたんですけども、そういう課題を、今度のシステムで解決できる部分は多くなったということですね。

教育長職務代理者 私が先に気にした、見えにくくなるようなデメリット、長期契約になることによってチェックがききにくくなるというデメリットは、特にないということでしょうか。

保健体育課学校給食担当室長 はい、それは大丈夫でございます。むしろ、随意契約でつなぐということよりも透明性は増すというふうに思っております。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。ほかにご意見、ご質問よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第34号を採決いたします。

議案第34号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第34号は原案どおり決定といたします。

ありがとうございました。

以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 議案第34号につきましては、原案どおり決定しましたことを報告いたします。

◎報告等

教育長職務代理者 次に、報告等でございます。

ご準備いただいておりますが、どうでしょうか。前回の県の研修についても、ぜひ記録を残す関係でも、何らか報告を会議でやりたいと思うんですが、きょうは大変時間が押しています。次の機会を探して、ぜひご報告いただきたいと思っておりますので、これはそれぞれ感想を含め、ご準備をいただけたら、次回にと、次の機会にというふうにいたしたいと思っております。

それでは、シンポジウム「松戸の美術振興を考える」についてです。

ご説明をお願いいたします。

社会教育課長、お願いいたします。

社会教育課長 本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。

9月の教育委員会会議におきまして、板倉展の報告のときに若干触れさせていただいたところでございますが、シンポジウムの開催についてご報告させていただきます。

お手元の黄色いチラシをご覧くださいませでしょうか。

11月22日の日曜日午後2時半から4時まで、市民会館の会議室におきまして、「松戸の美術振興を考える」というテーマでシンポジウムを開催いたします。

現在、博物館で「よみがえる画家 板倉鼎・須美子展」を開催しておりますが、おかげさまで大変好評をいただいております。美術館準備室が担当する展覧会が今回で第21回目になります。また、博物館の向かいの森のホール21でも、「松戸の作家の個展」の第3回展としまして、松延隆さんという松戸在勤の作家の個展を開催しているところでございます。こちらも大変すばらしい作品を出展していただいているところです。

これまで、社会教育課の美術館準備室では、松戸ゆかりの美術について、散逸が心配される過去の作家から、調査に基づいて、すぐれた作品の収集と展覧会を続けてまいりました。また、現在でも松戸市には、大勢の作家の方々が在住・在勤されております。今回行いますシンポジウムにおきましては、初めに、こうしたことについて学芸員のほうからご報告いた

します。

次に、松戸の美術を振興していくために、それらをどのように生かしていくべきかにつきまして、有識者の方々をパネリストにお招きして、パネルディスカッションをしていただきます。

パネルディスカッションでは、東京藝術大学美術学部長の保科豊巳先生にコーディネーターをお願いしております。また、パネリストとして、5名の方々に出席をお願いしております。松戸美術会の石井武夫会長、第五中学校の泉晴行校長先生、そして教育委員の武田司先生の3名の作家と、それから、横浜美術館学芸員の端山聡子さんと、美術愛好家として瀬間由紀子さんにご出席いただく予定でございます。お時間がございましたら、ぜひお越しいただければと思います。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田先生、ぜひ補足を。

武田委員 その前に、せっかく今いらしているので、田中学芸員のほうからシンポジウムの、ちょっと、皆さん委員に対して、宣伝事項等々ございましたら一言。

教育長職務代理者 当日の期待を盛り上げるように、ぜひ、私は参りますが、一言補足を願いたいします。

社会教育課美術館準備室長 社会教育課美術館準備室長の田中です。いつもお世話になっております。

「板倉鼎・須美子展」は、おかげさまで大変ご好評をいただいておりますし、「松戸の作家の個展」のほうも、いい作品を展示していただきまして、アンケートをとりますと、いい感想もいただいておりますけれども、とてもそれを担当者として、うれしく思っているんですけども、それだけではなくて、いろいろと問題があると考えております。

それを解決するために、担当だけではなかなか難しいと思っておりますし、それを市民の皆様にもご説明をして、ご理解をいただいて、一緒に問題を共有していただけるようなシンポジウムの機会としたいと考えております。どうぞよろしく願います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

じゃ、武田さんの前に、何かご質問ありますか。

よろしいですか。

じゃ、ぜひ一言。

武田委員 内容は、ぜひ来ていただいといるところに引張りたいんですが、じゃ一言だけ。

こういう立場に入らせていただいと、たまたま田中さんが作家の調査のときに初めてお会いして以来なんですが、それから何度かちょっと、松戸市の美術資産等々に関して現状を教えていただきました。このたびの「板倉鼎・須美子展」のほうでも、見ていただくとおわかりのように、教育委員会所蔵作品がすごく多かつたと思います。そういったものを、どのぐらいあるのかということ想像してくださる市民がどのぐらいいらして、見てくださっているのかということも、まず考えます。けれども、やはり、埋もれたままでいいのだろうかというところに対して、少し考えを置いていただきたいということ、とりあえず初動として、こういったシンポジウムを持ちたいという思いからスタートしております。

本当、田中学芸員が、この三十……何年前かはちょっと正確にわかりませんが、松戸市は美術館をつくるつもりがあるという、準備室という名前のもがありまして、しかしながら実行されていない現状というところ。そんな状況下におきながら、本当によく松戸市の美術家のことについてお調べになっていらっしゃったりとか、企画展を催されていらっしゃったりすることに、本当に心を打たれました。そこをまず功績として認知していただきたいということ。

それと、板倉展を見に行ってくださった方は、何となく想像ができるかと思うんですけども、美術展としての中身よりも、その体をなすための場所として、あれが本当に似つかわしいんだらうかということ、まず想像してもらいたいということですね。いい作品は、それなりの場所がなければ、やはり鑑賞に耐え得るところが難しいのではないかと、これを若干危惧します。シンポジウムについてはこういう形です。

もう1点、ちょっと気になったことで、森のホールの「松戸の作家の個展」のパネルなんですけれども、市長の発案でこういうことを試してくださって、実行に移って、仕事のふえる中、大変だと思えますけれども、ご好評いただいといるということ、すごくありがたいこと、作家個人にとっては、やはり世の中の人に広く見ていただけると、これはとてもありがたいこと。

ただ、先日、松戸の小・中学生の受賞校のコンサートがありました。そのときに、私の身内も出ていましたので、聞きたい気持ち一心で行ったんですけども、向かいまして左手のパネルは問題ないんですが、右手のパネルのほうの誘導通路というのが、どうしても楽屋等々につながっていたりとか、お手洗い等につながっている関係上、あれだけ大人数が集まったときに全く警備がされていない。それがすごく、実際に子どもが手でさわって歩いてい

るという現場を見まして、意外と作家さんというのは、まあいいよという気持ち、実はあるんですけども、でも、そういう人ばかりではないというところで、そういう明らかに混むというときだけでも、何とかそういう警備やマナーの告知がうまくいっていないかなということが、ちょっと危惧されました。その点をもう1回、この展示について考えるチャンスが欲しいなど、そういうふうに思いました。

そんな感じなんですが、皆様、ぜひお時間ありましたら、私も拙いながら、パネリストということで参加させていただきますので、ぜひ関心を持って足を運んでいただければうれしく存じます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、報告は以上でございます。

本日予定していた議題は以上でございます。

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局より何か報告を。事務局からお願いいたします。ない。

委員の皆さん、ほかにありますでしょうか。

先ほど申し上げたように、ちょっと、できれば研修は、やはり一々振り返らないと、少し流れてしまう嫌いもあるので、感想を一言ずつ、また次回にいただきたいと思いますのでお願いします。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。お願いいたします。

教育長 お疲れさまでした。ありがとうございます。

次回教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成27年12月定例会でございますが、平成27年12月17日木曜日2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 その前の臨時の日程も。

教育企画課長 すみません、では、まず、来週の17日火曜日午後3時から、臨時の教育委員会

会議を開催させていただきます。

続きまして、12月定例会につきましては、12月17日木曜日2時から、こちら5階会議室で開催とさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

教育長 先生方、よろしいですか。2回の日程確認、よろしくお願いします。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは確認いたします。

まず、平成27年、今月11月17日に臨時教育委員会会議を予定したいと思います。

続いて、12月17日に、総合教育会議の日程はまだ確定ではありませんが、教育委員会5階会議室において、定例の教育委員会会議を予定したいと思います。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成27年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。長い時間ありがとうございました。

閉会 午後 5時58分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員